

令和7年第8回さつま町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年8月26日(火) 午前9時30分～10時00分
- 2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室
- 3 出席者

(1) 農業委員 (8名)

1 番	吉留 義晃	2 番	南原 奈美子
3 番	赤崎 敬一郎	4 番	
5 番	前野 浩司	6 番	満園 和徳
7 番	山内 美千代	8 番	
9 番	坂元 兼一	10 番	池山 準一

(2) 推進委員 (23名)

11 番	下田 保幸	12 番	兒玉 伸一郎	13 番	野間 菊昭
14 番	池之野 智幸	15 番	久保 蘭 貴政	16 番	水流 新蔵
17 番	内村 正二	18 番	宮田 裕司	19 番	竹井 好博
20 番	長福 次美	21 番	田上 政喜	22 番	徳留 伸一
23 番	東條 好廣	24 番	平島 賢一	25 番	大野 恵美
26 番	堀之内 睦	27 番		28 番	大迫 勝哉
29 番		30 番	山口 治幸	31 番	狩宿 悦男
32 番	宮脇 純久	33 番	肝付 兼久	34 番	坂元 智一
35 番	村上 一徳				

(3) 職員 (6名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	下牧瀬 嘉子
農地係主事	中山 晴天
農地係主事	今村 圭佑
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (2名)

4 番	濱田 誠	8 番	山崎 博文
-----	------	-----	-------

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (3件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条許可申請に関する再審議について (1件)
- (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (3件)

6 その他

事務局長	ただ今から令和7年第8回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、4番濱田委員、8番山崎委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員25名のうち、27番上屋敷委員、29番竹之内委員より欠席の申し出があり、23名の出席をいただいております。 以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、7番山内美千代委員、9番坂元兼一委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、1ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が1件ありますので、その案件を先に審議いたします。 それでは、1ページ、8-1番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明 8-1番 所在：二渡字■■■■番、田、農振農用地区域内、647㎡、所在：二渡字■■■■番、田、農振農用地区域内、649㎡、贈与による所有権移転 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-1番、お願いします。
20番委員	■■■■さんは、だいたい前に■■■■に引っ越しされて、二渡に田畑があるんですけれども、10数年前から、地元の方に耕作してもらっていて、■■■■

20 番委員	さんに、7年くらい前から作ってもらおうようになっていまして、■■■■さんはもう二渡で耕作しないということで、両方で話し合って、■■■■さんに贈与するということで、話がついたようです。現在も■■■■さんが田んぼを作っています。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の8-1番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の8-1番は、許可することに決定いたします。 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室} 次に、1ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第1号「農地法第3条許可申請について」の1ページ、8-2番から3番について説明 8-2番 所在：湯田字■■■■番、田、農振農用地区域内、1,025㎡、所在：湯田字■■■■番1、田、農振農用地区域内、1,184㎡、売買による所有権移転 8-3番 所在：求名字■■■■番1、田、農振農用地区域内、746㎡、売買による所有権移転 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案します。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-2番、お願いします。
13 番委員	■■■■さんは、県外在住で、高齢であり、もう農地を処分したいという考えがあって、去年まで耕作してもらっていた耕作者に話をしましたところ買えないということで、他に買い手を探していたんですけども、■■■■君が買うみたいだよという話を聞いて、■■■■君に話を持っていかれて、なんとか買うという話になったみたいで、話がついたようです。この地域は圃場整備地区でもあり、進入路、境界等、しっかりしていますので問題無いと考えます。以上です。
議長	8-3番、お願いします。
31 番委員	渡人は土地のみお持ちで、全然耕作をされていません。それで、今まで親族の方が耕作されていたんですけども、その方も耕作できないということで、この話が出た時点で、病気で亡くなりました。そういうことで、■■■■とお話をされて売買が成立したようです。■■■■はもともと北求名地区の出身でございまして、北求名地区で耕作をされてい

31 番委員	らっしゃいますので、実績もございます。そういうことで、この売買については問題無いと確認いたしました。以上です。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 8-2 番から 3 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 8-2 番から 3 番は、許可することに決定いたします。 次に、2 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請に関する再審議について」の 8-1 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請に関する再審議について」の 8-1 番について説明。 8-1 番 所在：久富木字■■■■■番 1、畑、農振農用地区域外、487 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：99.98 m²、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、一般住宅を建築したい。 令和 7 年第 7 回総会の議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-1 番の農地種に関する判断見直し（第 1 種から第 2 種へ）を説明。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
21 番委員	今回の調査は、農地区分について、事務局と私で確認しました。先ほど説明があったとおり、今回の申請地周辺の畑は、道路から 2 メートルほど高低差があり、農業機械等が入る進入路が無いような農地でありました。そのようなことから、今回の申請地は、周辺の農地と分断されており、一体性がないことを確認しました。以上です。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請に関する再審議について」の 8-1 番につきまして、令和 7 年第 7 回総会の議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-1 番は、再審議の結果、第 2 種農地の案件として、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請に関する再審議

議長	について」の 8-1 番につきまして、令和 7 年第 7 回総会の議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-1 番は、再審議の結果、第 2 種農地の案件として、許可することに決定いたしました。 次に、3 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 3 ページ、中間管理権と利用権設定の総括表について朗読及び説明
議長	それでは、4 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 4 ページ、8-1 番から 3 番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 8-1 番から 3 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 8-1 番から 3 番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、議題(4)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 (なしの声あり) 事務局から議案はありませんか。 (ありません。) 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。 次に、会次第 6 の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。 (なしの声あり) 事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	(事務局より協議・連絡事項あり) ・活動記録の徹底について（農家との会話、話し合い活動参加、利用状況巡視、共同保全作業への参加、意向調査への支援など） ・農地利用状況調査（事務局との非農地調査）の実施について ・担い手農家への訪問アンケートについて ・地域別農業委員会最適化推進会議 9/18 について ・農業者年金への新規加入状況について ・農業者年金オンラインセミナー過去実施分の視聴について ・8 月 8 日以降の大雨災害に対する義援金箱の設置について ・熱中症対策について

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして、令和 7 年第 8 回総会の全てを終
了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____